静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 狭あい道路に関する基本的事項(第3条-第6条)
- 第3章 狭あい道路拡幅整備事業(第7条―第17条)
- 第4章 狭あい道路拡幅整備台帳(第18条・第19条)
- 第5章 助成等(第20条—第37条)
- 第6章 雑則 (第38条・第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要な事項を定め、もってゆと りのある生活環境の確保と市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 狭あい道路 次に掲げる道をいう。
 - ア 道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市町村道(以下「市道」という。)で、静岡市建築基準法施行細則(平成15年静岡市規則第229号)第23条の規定により市長が法第42条第2項の道に指定した道とみなすもの及び同規則第21条の規定により市長が法第42条第2項の道に指定した道
 - イ 市道ではない静岡市建築基準法施行細則第23条の規定により市長が法第42条第2項 の道に指定した道とみなすもの
 - (2) 道路の後退線 法第42条第2項の規定によりみなされる幅員4メートルの道路の境界線
 - (3) 道路後退用地 狭あい道路に接する敷地の一部で、当該敷地と狭あい道路との境界 線と、道路の後退線との間にある土地をいう。
 - (4) 隅切り用地 敷地の一部で、道路の後退線と道路又は道路の後退線が同一平面で交

差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生じる内角が120度以上の場合を除く。)の角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル(隅角が60度未満の場合は、底辺が3メートル)の二等辺三角形の土地をいう。

- (5) 建築主 法第2条第1項第16号に規定する建築主で、狭あい道路に接する敷地に建築物を建築しようとするものをいう。
- (6) 関係権利者 道路後退用地及び隅切り用地(以下「道路拡幅用地」という。)の所有 権及びその土地に関し権利(地上権、賃借権等)を有するものをいう。
- (7) 安全な塀 次に掲げるものをいう。
 - ア 静岡県作成の「新しいブロック塀の造り方」により造られる塀
 - イ 金属製フェンスその他これと同等の耐震性能を有する塀
- (8) 撤去等工事 道路拡幅用地の区域内にある塀、擁壁等を撤去し、当該土地を整地し、 道路拡幅用地外に擁壁、安全な塀等を設置する工事をいう。
- (9) 拡幅整備 道路拡幅用地を撤去等工事により整地し、道路形態に整備することをいう。

第2章 狭あい道路に関する基本的事項

(市長の責務)

第3条 市長は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅に関し、建築主、関係権利者、工事施工 者等(以下「建築主等」という。)の理解と協力が得られるよう啓発に努めるとともに、建築主 等に対する指導その他必要な措置を講じなければならない。

(建築主等の責務)

第4条 建築主及び狭あい道路に接する土地の所有者は、狭あい道路の拡幅の必要性を理解し、 狭あい道路と道路の後退線との間にある土地を一般の通行の用に供するよう努めなければな らない。

(指定確認検査機関への協力要請)

第5条 市長は、法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に対し、狭あい道路の拡幅 整備に関する事業の普及を要請するものとする。

(関係者に対する協力要請)

第6条 市長は、拡幅整備に関する事業を円滑に実施するため、電柱等の設置者、道路交通標識の設置者である警察署長その他必要があると認めるものに対し、協力を要請するものとする。

第3章 狭あい道路拡幅整備事業

(拡幅事業の種類)

- 第7条 狭あい道路拡幅整備事業における拡幅事業の種類は、次に掲げるとおりである。
 - (1) 道路後退用地に道路の後退線を表す表示物を設置するとともに、当該用地内にある 築造物等の撤去等工事を行うことにより一般の通行の用に供する。
 - (2) 道路後退用地及び隅切り用地(これを設ける場合に限る。)を測量、分筆の登記等により明らかにし、当該用地内にある築造物等の撤去等工事を行うことにより一般の通行の用に供する。

(拡幅事業に関する協議等)

- 第8条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする日の30日前までに、拡 幅事業について市長と協議を行うものとする。
 - (1) 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による確認申請
 - (2) 法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出
 - (3) 法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による計画通知
- 2 拡幅事業に関する市長との協議は、狭あい道路拡幅事業に関する協議申請書(様式第1号。 以下「協議申請書」という。) 1 通に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 案内図
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 3 前項の規定に基づき協議を行う事項は、次のとおりとする。
 - (1) 建築計画
 - (2) 拡幅事業の実施計画
 - ア 前条第1号に規定する拡幅事業の実施について
 - イ 前条第2号に規定する拡幅事業の実施について
 - ウ 狭あい道路自主整備計画書(様式第2号)のとおり拡幅事業を実施すること。
 - (3) 道路後退用地及び隅切り用地の区域について
 - (4) 国有財産(道路敷等)又は地方公共団体所有の不動産との境界確定の協議の実施の 有無について
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 4 前3項の規定に基づき建築主等が市長と協議する場合において、当該建築主等のうちいずれかの者が次に掲げるいずれかに該当するときは、狭あい道路自主整備計画書(様式第2号) を協議申請書に添えて市長に提出するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人
- 5 狭あい道路に接する敷地において法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定若しくは変更をしようとするもの又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく許可が必要な開発行為を行おうとするものは、その行為を行う前に、狭あい道路自主整備計画書(様式第2号)を市長に提出し、協議するものとする。
- 6 前2項の狭あい道路自主整備計画書には、次に掲げる書類を添えるものとする。
 - (1) 案内図
 - (2) 公図の写し
 - (3) 実測図
 - (4) 現況配置図(地下埋設管等を記入する。)
 - (5) 計画配置図(地下埋設管等を記入する。)
 - (6) 断面図(安全な塀又は擁壁を築造する場合)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 7 第2項及び第3項の規定は、第1項各号に該当する行為をせずに拡幅事業を実施しようと する関係権利者が拡幅事業に関して市長と協議する場合について準用する。
- 8 市長は、前各項の規定に基づく協議又は計画書に関して建築主等に対し指示事項があるときは、狭あい道路拡幅事業指示事項通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(道路の後退線の表示及び拡幅事業の実施報告)

- 第9条 第7条第1号に規定する拡幅事業を実施した建築主等は、道路の後退線に別表第1の とおりの道路の表示物その他の表示杭等を設置するものとする。
- 2 前項の道路の表示物等を設置した建築主等は、その表示物等を設置した日から30日以内に 建築後退杭設置報告書(様式第4号)に設置状況を示す写真を添えて市長に提出するものと する。この場合において、市長は、第19条に規定する狭あい道路拡幅整備台帳にこの旨を記 録するものとする。
- 第10条 第7条第2号に規定する拡幅事業を実施する建築主等は、国有財産法(昭和23年法律 第73号)第31条の3の規定による境界確定の協議(以下「官民境界協議」という。)により確 定した境界と道路の後退線の間の道路後退用地を分筆し、道路の後退線を示す別表第1のと おりの道路の表示物その他の表示杭等を設置するものする。
- 2 前項の拡幅事業を実施した建築主等は、事業の完了した日から、30日以内に狭あい道路拡 幅事業実施報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 公図の写し
- (2) 実測図
- (3) 境界確定通知書又は境界確定証明書の写し
- (4) 拡幅整備結果を示す全景写真及び後退状況を示す写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(自主整備結果報告)

- 第11条 第8条第4項又は第5項の狭あい道路自主整備計画書を提出したものは、拡幅事業を 行い、道路の境界線を表示し、道路形態を築造したときは、狭あい道路自主整備結果報告書 (様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、 市長は、第19条に規定する狭あい道路拡幅整備台帳にこの旨を記録する。
 - (1) 公図の写し
 - (2) 実測図
 - (3) 拡幅整備結果を示す全景写真及び後退状況を示す写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(道路拡幅用地の寄附)

- 第12条 市長は、次に掲げる狭あい道路等の第10条又は前条の拡幅事業の実施報告をした建築 主等が当該道路拡幅用地を市へ寄附する申込みをしたときは、これを受納することができる ものとする。
 - (1) 第2条第2項第1号アに規定する道
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に拡幅整備する必要があると認める道(道路拡幅用地の寄附の申込等)
- 第13条 前条の道路拡幅用地の寄附の申込みをしようとする者は、当該用地に私権の設定又は 特殊の義務がある場合においては、これを消滅した上で、寄附申込書(様式第7号)に次に 掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 公図の写し
 - (2) 土地の登記事項証明書(申込日から遡って3箇月以内に交付されたもの)
 - (3) 登記原因証明情報及び登記承諾書
 - (4) 印鑑登録証明書、法人にあってはこれに類する印鑑証明書(申込日から遡って3箇 月以内に交付されたもの)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 市長は、前項の規定により道路拡幅用地の寄附の申込みを受け、寄附を受納すると決定し

たときは、寄附承諾書(様式第8号)により当該寄附者に通知する。

(道路の整備)

第14条 市長は、前条の規定により受納した道路拡幅用地に関し道路を整備する工事をするものとする。この場合において、市長は、狭あい道路の拡幅整備が完了した旨を第19条に規定する狭あい道路拡幅整備台帳に記録する。

(拡幅整備の表示)

第15条 市長は、前条の規定により整備した道路拡幅用地に、その拡幅整備事業が行われたことを明らかにするために別表第2のとおりの事業完了を示す表示物を設置するものとする。

(指導等)

第16条 市長は、狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要と認める場合には、建築主等に 対し、指導又は助言をすることができる。

(報告)

第17条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、建築主等に対し、拡幅事業の施行の 状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第4章 狭あい道路拡幅整備台帳

(狭あい道路拡幅整備台帳の整備)

第18条 市長は、狭あい道路拡幅整備事業の完了した道路を把握し、管理するため、次条に定める狭あい道路拡幅整備台帳を整備し、これを保管するよう努めなければならない。

(狭あい道路拡幅整備台帳)

- 第19条 前条の狭あい道路拡幅整備台帳は、狭あい道路拡幅整備台帳調書(様式第9号。以下「調書」という。)及び図面をもって組成するものとする。
- 2 調書及び図面は、狭あい道路拡幅整備事業に係る箇所ごとに作成するものとする。
- 3 図面は、次に掲げる事項を方位の表示された平面図に記載又は書類を添えて作成するものとする。
 - (1) 道路の区域の境界線及び表示物の名称
 - (2) 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地名・地番
 - (3) 道路の幅員
 - (4) 道路の中心線
 - (5) 登記基準点の位置
 - (6) 拡幅整備結果を示す全景写真及び後退状況を示す写真
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第5章 助成等

(助成等)

- 第20条 市長は、次項に規定する道等に面する敷地において第7条第2号の拡幅事業を実施し、 その道路拡幅用地を市に寄附するものに対し、第3項に規定する助成を実施し、かつ、予算 の範囲内において助成金及び奨励金(以下「助成金等」という。)を交付できるものとし、そ の交付に関しては、静岡市補助金等交付規則(平成15年静岡市規則第217号)及び第5章の定 めるところによる。
- 2 前項の規定による助成又は助成金等の交付の対象となる道は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第2条第2項第1号アに規定する道
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に拡幅整備する必要があると認める道
- 3 第1項の規定による助成は、市長が当該狭あい道路に接する土地の所有者の委任を受け、国有財産法(昭和23年法律第73号)第31条の3に規定する境界確定の協議(以下「官民境界協議」という。)を行い、境界を確定する(既に官民境界協議を実施し、その境界が確定している場合を除く。)とともにその境界確定結果に基づき基準時の道路の中心線に、別表第1のとおりの道路の表示物を設置することをいう。
- 4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築主又は関係権利者については適用しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
 - (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人
 - (3) 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定又は変更をしようとする開発区域内の土地の関係権利者
 - (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく許可が必要な開発 行為を行おうとするもの

(拡幅事業における助成等の依頼)

- 第21条 建築主等は、前条の狭あい道路の拡幅事業における市長の助成及び助成金等の交付(以下「助成等」という。)を受けようとするときは、当該道路拡幅用地の関係権利者の承諾を受けた上で、次項に定めるとおり拡幅事業における助成等の依頼をしなければならない。
- 2 建築主等は、拡幅事業における助成等の依頼をしようとするときは、狭あい道路拡幅事業 助成等依頼申出書(様式第10号。以下「助成等依頼申出書」という。)に次に掲げる書類のう ち市長が必要とする書類各1部(ただし、実測図、現況配置図及び計画配置図は3部)を添 えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 土地の所有者及びその土地に権利を有する者の印鑑登録証明書、法人にあってはこれに類する印鑑証明書(申出日から遡って3箇月以内に交付されたもの)
- (5) 実測図
- (6) 現況配置図(地下埋設管等を記入する。)
- (7) 計画配置図(地下埋設管等を記入する。)
- (8) 立面図 (安全な塀又は擁壁を築造する場合)
- (9) 断面図(安全な塀又は擁壁を築造する場合)
- (10) 境界確定通知書又は境界確定証明書又はその写し(当該土地と国有財産との境界が確定している場合)
- (11) 現況写真
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 3 市長は、前項の申出書を受理したときは、その内容を確認し、指示事項があるときは、狭 あい道路拡幅事業実施指示書(様式第11号)により指示するものとする。ただし、軽易な指 示事項については、この限りでない。
- 4 建築主等は、第2項の助成等依頼申出書を市長に提出した後において、その申出書の内容を変更しようとするとき又は前項の指示書等により変更が必要となったときは、狭あい道路拡幅事業助成等依頼変更申出書(様式第12号。以下「助成等依頼変更申出書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、建築主等は、第2項に規定する図書のうち市長が必要とする書類を添えて提出するものとする。
- 5 市長は、前項の助成等依頼変更申出書を受理したときは、その内容を確認し、指示事項があるときは、狭あい道路拡幅事業実施指示書(様式第11号)により指示するものとする。ただし、軽易な指示事項については、この限りでない。

(拡幅事業内容の確認)

- 第22条 市長は、前条第2項の助成等依頼申出書の提出がされた後において、その内容に対する同条第3項の指示事項がないときは、現地で、建築主等とともに拡幅事業に関する実測図、現況配置図その他の内容を確認する。
- 2 前項の規定により確認した内容について狭あい道路拡幅事業内容確認書(様式第13号。以下「確認書」という。)を2部作成し、互いに取り交わすものとする。この場合において、本

確認書の有効期限は、本書に記載される期日を含む年度の次年度の終了日とする。

3 前条第4項の規定により建築主等が助成等依頼変更申出書を提出したことにより実測図、 現況配置図及び計画配置図(安全な塀の築造及び擁壁に築造に関する事項は除く。)の内容に 変更が生じたときは、前項の規定による確認書は無効とし、新たに前2項の規定に基づき確 認書を取り交わすものとする。

(官民境界の協議の実施)

第23条 市長は、前条の確認書を取り交わした後に、第20条第3項に規定する助成を行うものとする。

(助成金交付対象項目の内容及び助成額)

- 第24条 第20条の狭あい道路の拡幅事業における助成金の交付の対象となる項目(以下「助成金交付対象項目」という。)の内容は次のとおりである。
 - (1) 申請等の事務手続(次号から第6号までの規定に係る事務手続に要する費用を除く。) 拡幅事業助成等依頼申出等の申請に係る事務手続をいう。
 - (2) 道路拡幅用地の分筆の登記 道路拡幅用地を、第23条の規定により市長が示した基準時の道路の中心線を基準と して、当該敷地の測量により分筆の登記をし、別表第1のとおりの道路拡幅用地の区 域を表す表示物を設置する。
 - (3) 道路拡幅用地の寄附の申出 分筆の登記をした道路拡幅用地を市に寄附する申込みをする。
 - (4) 道路拡幅用地内撤去等工事(擁壁及び安全な塀の築造を除く。) 分筆及び登記された道路拡幅用地にある塀、植栽その他の築造物を撤去し、かつ、 埋設管等を敷設替えした上で、当該土地を整地する。
 - (5) 安全な塀の築造(移設を含む。) 道路拡幅用地内にあるブロック塀等の代替として、道路の後退後の建築敷地内に新 たに安全な塀を設置する。
 - (6) 擁壁の築造

道路拡幅用地内にある擁壁の代替を、道路の後退後の建築敷地内に新たに設置する。 (助成金交付対象項目の助成額等)

第25条 前条の助成金交付対象項目の助成対象経費及び助成額は、次の表により算出した額と する。

助局	戈金交付対象項目	助成対象経費及び助成額	
1	申請等の事務手続	別表第3のとおりとする。	
2	道路拡幅用地の分筆の登記	市長が別に定める助成対象経費及び助	
3	道路拡幅用地の寄附の申出	成額とする。	
4	道路拡幅用地内撤去等工事(擁壁及び 安全な塀の築造を除く。)		
5	安全な塀の築造(移設を含む。)	別表第3のとおりとする。	
6	擁壁の築造		

(撤去等工事における助成金の交付対象)

第26条 撤去等工事(安全な塀の築造(移設を含む。)及び擁壁の築造を除く。)における助成金の交付の対象となる事項は、狭あい道路拡幅事業内容確認書に記載されたものに限る。

(隅切り用地寄附奨励金)

第27条 市長は、建築主等が隅切り用地において拡幅事業を行いその土地を市に寄附したときは、別表第4のとおり奨励金を交付することができるものとする。

(交付の申請)

第28条 助成金等の交付を受けようとする者は、狭あい道路拡幅事業費助成金等交付申請書(様式第14号) に別表第5に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第29条 市長は、前条の規定による申請があったときは、法令(条例、規則等を含む。)、予算 等に照らしてその内容を審査し、助成金等を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金等の交付 の申請に係る事項につき修正を加えて助成金等の交付を決定することができる。

(交付の条件)

- 第30条 市長は、助成金又は奨励金の交付の決定の際、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 道路拡幅用地を市に寄附すること。
 - (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合 においては、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。

- (3) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(交付決定の通知)

第31条 市長は、助成金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容これに条件を付した場合はその条件を狭あい道路拡幅事業費助成金等交付決定通知書(様式第15号。以下「決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第32条 助成金等の交付申請者は、前条の規定による通知を受理した場合において、交付決定 の内容又は付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げを することができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業内容の変更等の承認)

- 第33条 第31条の決定通知書を受理した者(以下「決定通知を受けた者」という。)は、次のいずれかの事由に該当するときは、狭あい道路拡幅事業変更等承認申請書(様式第16号)に別表第5に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業内容の変更をしようとするとき。
 - (2) 助成対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。
 - (3) 助成事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、狭 あい道路拡幅事業変更等承認通知書(様式第17号)により、当該申請者に通知するものとす る。

(事業実績報告)

第34条 決定通知を受けた者は、助成事業が完了したときは、狭あい道路拡幅事業実績報告書 (様式第18号。以下「実績報告書」という。)に別表第5に掲げる書類を添えて、事業の完了の 日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の3月31日 のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があ ると認めるものは、この限りでない。

(交付の確定等)

- 第35条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合はその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、その報告に係る助成事業等の成果が助成事業等の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき助成金等の額を確定し、狭あい道路拡幅事業費助成金等交付確定通知書(様式第19号)により決定通知を受けた者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により実績報告書を検査した結果、不適当と認めたときは、決定通知 を受けた者に対し、必要な改善指導をするものとする。

(助成金の請求)

第36条 決定通知を受けた者が、助成金等の請求をしようとするときは、狭あい道路拡幅事業 費助成金等交付請求書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

- 第36条の2 助成対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕 入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 助成金の交付を受けようとする者は、第28条の規定による助成金の交付の申請時において、当該助成金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に助成金所要額(助成対象経費に助成率を乗じて得た額又は助成金の額)を助成対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを助成金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
 - (2) 決定通知を受けた者は、実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号の規定により助成金の交付申請時において、助成金に係る消費税仕入控除税額等を助成金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を助成金の額から減額して報告すること。
 - (3) 決定通知を受けた者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第21号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、

市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 助成金の交付に係る事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の 写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第29条の規定により助成金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を 遵守することを条件として付すものとする。

(助成金等の返還)

第37条 市長は、助成金等の交付決定を受けた者に不正があったとき、又は市長が不適当と認めたときは、交付決定を取り消し、又は交付した助成金等の全部若しくは一部を返還させるものとする。

第6章 雜則

(適用除外)

第38条 この要綱の規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく土地区画整理事業及 び市街地再開発事業の施行区域には適用しない。

(雑則)

第39条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、改正前の静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱の様式により提出されている文書は、改正後の静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱の相当する規定及び様式により提出された文書とみなす。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附則

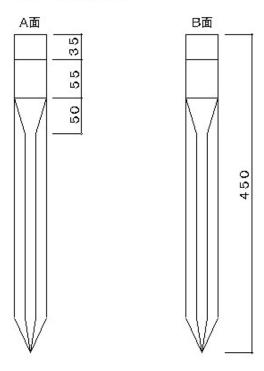
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

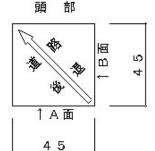
別表第1 (第9条・第10条・第23条・第24条関係)

(単位: mm)

1 道路の後退線を示す表示物

(1) 道路後退杭





建築基準法

法 4 2 条 2項道路

B面

S ŝ

A 面

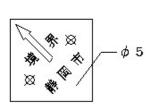
備考 頭部

- 材質:プラスチック製 色:オレンジ 文字:黒(彫り込み) 文字体:ゴシック体

色:黒 杭部

形状:図示したもの又はこれと 同等の機能を有するもの

(2) 道路後退表示プレート(ピン付)

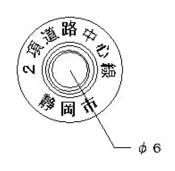


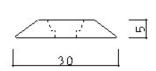
備考 材質:ステンレス製(ピン付) 色:シルバー(HL仕上げ) 文字:赤(彫り込み) 文字体:ゴシック体 大きさ:40mm×40mm 厚さ:1.5mm

2 道路の中心線を示す表示物(道路中心鋲)

(1) 市長が設置する場合

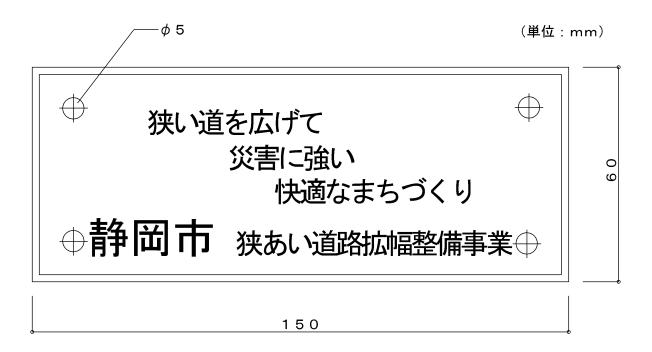
(単位: mm)





備寿 材質:アルミニウム製(中心ピン付) 色:シルバー 文字:緑(彫り込み) 文字体:ゴシック体

狭あい道路拡幅整備事業の完了を示す表示物



材質:ステンレス製プレート(ピン付)厚さ:1.5mm色:紺色(焼付け)文字:素地色文字体:ゴシック体縁取:5mm(素地色)

標語、配字及び行数は、必要により変更することができる。

別表第3 (第25条関係)

対象経	費	内 容	助成額		
フェンス、 撤去費 塀(ブロッ ク塀等を除 く。)、門		道路拡幅用地内にあるフェンス、塀、 門等を除却し、道路の拡幅整備に支 障のない形態とする除却費用	2,800円/m (基礎部分含む) 1,500円/m (基礎なし)		
	移設費	道路拡幅用地内にある安全なフェンス、塀、門等を、道路の後退後の建築敷地内に移設する費用	20,000円/m		
	新設費	道路拡幅用地内にあるフェンス、塀、 門等の代替として、道路の後退後の 建築敷地内に新たに安全なものを設 置する費用	17,000円/m (基礎部分含む) 7,200円/m (基礎なし)		
ブロック塀 等(ブロッ ク2段積み 以下、かつ、	撤去費	道路拡幅用地内にあるブロック塀等 を除却し、道路の拡幅整備に支障の ない形態とする除却費用	6,700円/m (基礎部分含む) 2,700円/m (基礎なし)		
高さ60cm未 満の塀を除 く。)	新設費	道路拡幅用地内にあるブロック塀等 の代替として、道路の後退後の建築 敷地内に新たに安全な塀を設置する 費用	1 ' ' ' '		
		道路拡幅用地内にある避難路・避難 地沿いブロック塀等の代替として、 道路の後退後の建築敷地内に新たに 安全な塀を設置する費用	21,000円/m (基礎部分含む) 11,000円/m (基礎なし)		
樹木	撤去費	道路拡幅用地内にある樹木を除却す る費用	低木 1,400円/本 中木 2,400円/本 高木 8,300円/本		
生垣	撤去費	道路拡幅用地内にある生垣を除却す る費用	2,900円/m		
擁壁工事費	撤去費	道路拡幅用地内にある擁壁を撤去する費用	0.5m≦H<1.5m 4,500円/m 1.5m≦H 9,000円/m		
	新設費	道路拡幅用地内にある擁壁の代替を、 道路の後退後の建築敷地内に新たに 設置する費用	0.5m≦H<1.5m 32,000円/m 1.5m≦H 47,000円/m		
メーター等の		道路拡幅用地内から建築敷地内へ移設	する費用		
及び配管の指	以玄質	水道メーター等の移設(管の移設を 含む。) 46,000円/箇戸			

	水道管の撤去	2,000円/m
	ガス管の撤去	3,000円/m
	下水管の撤去	7,000円/m
	雨水ます等の撤去	15,000円/箇所
整地費	道路拡幅用地の整地	2,300円/m²
事務手続費	拡幅事業実施申出等(第4章の規定 に基づく事務手続きを除く。)に係る 事務手続	44,000円/敷地

備考

- 1 フェンス、塀、門扉及び安全な塀の新設費又は移設費の合計額は、道路拡幅用地の面積1平方メートル当たり7万5千円を上限とする。
- 2 道路拡幅用地内撤去等工事費(擁壁及び安全な塀の築造を除く。)の助成額は、除却 費用見積書に記載された額の3分の2の額と助成額の欄に掲げる額により積算した額と を比較していずれか少ない額とする。
- 3 安全な塀(門扉、門柱を含む。)の新設費又は移設費及び擁壁の新設費の助成額は、築 造費用見積書に記載された額の3分の2の額と助成額の欄に掲げる額により積算した額 とを比較していずれか少ない額とする。
- 4 事務手続費の助成額は、事務手続見積書に記載された額の3分の2の額と30,000円と を比較していずれか少ない額とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数 を切り捨てる。
- 5 ブロック塀等とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀をいう。
- 6 避難路・避難地沿いブロック塀等とは、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条 例第1号)第17条第5項に規定するブロック塀等をいう。
- 7 樹木の低木は高さ1メートル未満とし、中木は高さ2.5メートル未満とし、高木は高さ2.5メートル以上とする。
- 8 撤去費、新設費(擁壁の新設費を除く。)及び整地費の助成金の合計額は、1敷地当た り150万円を上限とする。
- 9 擁壁とは、狭あい道路と敷地の平均高低差(H) が50センチメートル以上あるもので、 土圧を受けるコンクリート造等(コンクリートブロック造を除く。)の構造物をいう。
- 10 擁壁の新設費の助成金は、1敷地当たり150万円を上限とする。
- 11 整地とは、道路拡幅用地内の土間コンクリート等を撤去し、砂利敷等により当該用地の地盤面を現道の地盤面の高さに合わせることをいう。
- 12 助成金(事務手続費を除く。)の合計額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数

を切り捨てる。

別表第4 (第27条関係)

項	目	内 容	奨 励 金
隅切り奨	励金	隅切り用地を寄附した際の奨励 金	(固定資産税評価額) ÷ (評価対象面 積) × (隅切り面積) ×10/7

備考

- 1 隅切り奨励金の合計額は、1敷地当たり100万円を上限とする。
- 2 奨励金の合計額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。

別表第5 (第28条・第33条・第34条関係)

助成等 対象項目	交付・変更等承認申請書添付書類	実績報告書添付書類
事務手続費	(1) 事務手続見積書	(1) 契約書の写し
	(2) 市長が必要あると認める書類	(2)市長が必要があると認める書類
道路拡幅用地	(1) 土地の登記事項証明書	(1) 契約書の写し
の分筆・登記	(2)登記済証の写し	(2)市長が必要があると認める書類
→ 万事 豆癿		
	ア 土地の表示の記載	
	イ 公図の写し	
	ウ 地積測量図	
	(3) 道路拡幅用地の分筆・登記に関	
	する見積書	
	·	
74 n4 LL 1= m	(4)市長が必要があると認める書類	(4) tn// + 0/2)
道路拡幅用地	(1) 寄附申込書	(1)契約書の写し
の寄附の申出	(2) 公図の写し	(2)市長が必要があると認める書類
	(3) 土地の登記事項証明書	
	(4)登記原因証明情報及び登記承諾	
	書	
	(5) 印鑑登録証明書、印鑑証明書	
	(6)道路拡幅用地の寄附の申出に関	
	する見積書	
	(7)市長が必要があると認める書類	
道路拡幅用地	(1) 現況配置図 (狭あい道路の後退	(1)契約書の写し
内撤去等工事	線を記載したもの。)	(2)市長が必要があると認める書類
(擁壁及び安	(2) 完了写真	
全な塀の築造	(3)除却費用見積書	
を除く。)	(4)市長が必要があると認める書類	
安全な塀の築	(1)計画配置図	(1)配置図
造(移設を含	(2) 立面図、断面図	(2) 立面図、断面図
む。)	(3)築造費用見積書	(3)完了写真
ر ٥٠/	(4)市長が必要があると認める書類	(4)契約書の写し
	(4)目以が必女が必るこ配のの青頬	
Liberta 2005.0		(5)市長が必要があると認める書類
擁壁の築造	(1)計画配置図	(1)配置図
	(2) 立面図、断面図	(2) 立面図、断面図
	(3)築造費用見積書	(3) 完了写真
	(4)市長が必要があると認める書類	(4) 契約書の写し
		(5)市長が必要があると認める書類
個性が対数性を	(1)公課証明書	(つ) 中人 (2) 女 (2) 3 こ 町 (2) 3 目 規
隅切り奨励金		
	(2)市長が必要があると認める書類	

狭あい道路拡幅事業に関する協議申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申 請 者 氏名

電話

住所

申請代行者 氏名

電話

狭あい道路の拡幅事業を実施したいので、静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第8条 第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議を依頼します。

拡幅整備の対象の土地 の地名・地番、面積	静岡市 約 m ²
道路の名称・種別	静岡市道 線・
土地所有者	住所
7. 26. //1 11 1	氏名
建築工事の有無	□有 (年 月ごろ確認申請等を予定) □無
官民境界確定の状況	□境界確定済(年 月)□境界未確定 □不明
拡幅整備事業予定	□ 1 第7条第1号の拡幅事業を実施する。(建築後退杭を設置する。) □ 2 第7条第2号の拡幅事業を実施する。 □ 3 狭あい道路自主整備計画書(様式第2号)のとおり拡幅事業を実施する。
仕入れに係る消費税額 の控除対象事業者	□ 該当する □ 該当しない
その他	
杭 支 給	※ □杭支給 本 支給日 年 月 日 □未支給

- (注) 1 該当する□内に、レ印を打ってください。
 - 2 ※のある欄には、記入しないでください。

狭あい道路自主整備計画書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申請者

氏名

電話

住所

申請代行者

電話

氏名

静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第8条第4項(第5項)の規定により、狭あい道路の自主整備計画について次のとおり関係書類を添えて提出します。

建築物等の名称						
敷地の地名・地番	静岡市					
狭あい道路の名称・種別	静岡市道		線•			
狭あい道路の現況幅員	約		m ~		m	
自主整備計画の期間	年	月	日から	年	月	日まで
道路後退用地の長さ・面積	約		m •	約		m^2
隅切り用地の箇所数・面積			箇所•	約		m^2

 第
 号

 年
 月

 日

様

静岡市長 氏 名 印

狭あい道路拡幅事業指示事項通知書

年 月 日付け狭あい道路拡幅事業に関する協議申請書により協議の依頼のあった件については、次のとおり通知します。

1 狭あい道路拡幅事業予定

	1	第7条第1号の拡幅事業を実施する。
杜岳勒供市类マウ	2	第7条第2号の拡幅事業を実施する。
拡幅整備事業予定	3	狭あい道路自主整備計画書(様式第2号)のとおり拡
	ſ	幅事業を実施する。

該当する□内に、レ印を打ってあります。

2 協議結果

建築後退杭設置報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申 請 者 氏名

電話

住所

申請代行者 氏名

電話

年 月 日付け狭あい道路拡幅事業に関する協議申請書により申し出た建築後退杭を設置しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

建築物等の名称	
敷地の地名・地番	静岡市
狭あい道路の名称・種別	静岡市道 線・
建築後退杭設置年月日	年 月 日

添付書類

- 1 建築後退杭の設置の状況を表す写真(近景、全景)
- 2 配置図 (建築後退杭の設置場所を図示してください。)

狭あい道路拡幅事業実施報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申 請 者 氏名

電話

住所

申請代行者 氏名

電話

静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第7条第2号の拡幅事業が完了しましたので、第 10条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

建築物等の名称	
敷地の地名・地番	静岡市
狭あい道路の名称・種別	静岡市道 線・
狭あい道路の現況幅員	約 m
道路拡幅用地の地名・地番	静岡市
道路後退用地の長さ・面積	m m^2
隅切り用地の箇所数・面積	箇所 m²

(注) 面積は、地積測量により得た数値を記入してください。

狭あい道路自主整備結果報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

氏名

申 請 者

電話

住所

申請代行者 氏名

電話

年 月 日付け狭あい道路自主整備計画書により申し出た事業が完了しましたので、静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

建築物等の名称	
敷地の地名・地番	静岡市
狭あい道路の名称・種別	静岡市道 線・
狭あい道路の現況幅員	約 m
道路拡幅用地の地名・地番	静岡市
道路後退用地の長さ・面積	m m ²
隅切り用地の箇所数・面積	箇所 m²

(注) 面積は、地積測量により得た数値を記入してください。

寄 附 申 込 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

寄 附 者 氏名

電話

土地を寄附したいので、次のとおり申し込みます。

- 1 寄附物件
 - (1) 表示(所在、地目、地積、所有者の住所・氏名)

	土		地	Ø	表	示		所有者を住所・氏名
所	在	地	番	地	Ħ	地積	(m ²)	別有有 住別・以右

- (2) 沿革及び現状
- 2 寄附の理由
- 3 添付書類
 - (1) 公図の写し
 - (2) 土地の登記事項証明書
 - (3) 登記原因証明情報及び登記承諾書
 - (4) 関係図面

 第
 号

 年
 月
 日

様

静岡市長 氏 名 印

寄 附 承 諾 書

年 月 日付けの寄附申込書による土地の寄附については、次のとおり承諾します。

1 寄附物件

表示(所在、地目、地積、所有者の住所・氏名)

土	地	0	表	示	所有者 住所・氏名
所 在 :	地 番	地	目	地積 (m²)	別有有 住別・以名

2 寄附承諾の条件

様式第9号(第19条関係)

狭 あ い 道 路 拡 幅 整 備 台 帳 調 書

建	築道路台帳図:	郭番号			_	指定	(評価)	番号		_		_		指定(評価)	年月日	年	月	日
狭		番号			_	-		, , ,	道	路	0	種	類		, , , , , ,	·		
路	線番	号			路	線	名							道路管理者				
+=	定(評価)	範囲	起点		静岡市										地先(から	
1日	足 (計価)	単し[土]	終点		静岡市										地先(まで	
指	定(評価)時	の幅員	実	則		m^	- m					公	<u> </u>		$_{ m m}\sim$	m		
	後退	方 法													•			
	寄付者住所																	
	官民均	境 界	確認	日		年 月	日			境》	早確	定	番 号					
狭	境界確定	医幅員								m ²	~	m						
+:					1		2			3				4	5		(3
あ			年 月															
11			地	番														
道			延	長														
	拡幅	整備	幅	員														
路			面	積														
			備	考														
備	<u>'</u>	考														<u> </u>		

(表)

狭あい道路拡幅事業助成等依頼申出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

 住所

 申請者
 氏名

 電話

 住所

 申請代行者
 氏名

 電話

狭あい道路の拡幅事業を実施するにあたり助成等を受けたいので、静岡市狭あい道路拡幅 整備に関する要綱第21条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

1 拡幅事業概要

拡幅整備の対象の土地	静岡市			
の地名・地番・面積			約	m^2
道路の名称・幅員	静岡市道	線•	m ~	m
 	住所			
工 地 別 有 有	氏名			
建築工事等の計画	確認申請予定日 建築工事の期間	年 月	日	
	年 月 日	目から	年 月	日まで
特 記 事 項				

2 狭あい道路の区域等の表示

表示対象物件	表示箇所数	表示の方法	図面上の記号	備	考
狭あい道路					
道路後退用地					
隅切り用地					

3 土地の所有者及び土地に権利を有する者の拡幅事業実施に関する承諾

関	係	地	番	権利別	住	所	氏	名	印

⁽注) 記入枠が不足するときは、適宜補ってください。

第号年月日

様

静岡市長 氏 名 印

狭あい道路拡幅事業実施指示書

年 月 日付け狭あい道路拡幅事業助成等依頼(変更)申出書により申出のあった件について、次のとおり指示します。

指示内容

様式第12号(第21条関係)

狭あい道路拡幅事業助成等依頼変更申出書

 (宛先) 静岡市長
 住所

 申請者
 任所

 電話
 住所

 申請代行者
 氏名

 電話
 住所

 申請代行者
 氏名

 電話
 電話

年 月 日付け狭あい道路拡幅事業助成依頼申出書により申し出た内容を、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申し出ます。

1 変更内容

2 変更理由

	狭あい道路拡幅事業内容確認書	<u>.</u>
申 請 者	住 所	
	氏 名	
静岡市長		印

静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第22条の規定により、実測図、現況配置図及び計画 配置図の内容の確認をします。なお、境界は(確定済み・未確定)です。

拡幅事業助成依頼申出書等 受 付 年 月 日 · 番 号	年 月 日・第 号
実測図の内容の確認事項	
現況配置図の内容の確認事項	
計画配置図の内容の確認事項	
特 記 事 項	

(注) 実測図、現況配置図及び計画配置図の内容に変更が生じたときは、本確認書は無効と なります。

なお、本確認書の有効期限は、本書に記載される期日を含む年度の次年度の終了日と する。

狭あい道路拡幅事業費助成金等交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申 請 者 氏名

電話

住所

申請代行者 氏名

電話

静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第28条の規定により助成金等の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 助成等対象項目及び事業に要する経費(該当する□内にレ印を打ってください。)

	助成等対象項目	事業に要する経費
	申請等の事務手続	円
$\square 2$	道路拡幅用地の分筆の登記	円
□3	道路拡幅用地の寄附の申出	円
	道路拡幅用地内撤去等工事(擁壁及び安全な塀の築造を除く。)	円
□ 5	安全な塀の築造(移設を含む。)	円
□ 6	擁壁の築造	円
□ 7	隅切り用地の寄附奨励	円
	合 計	円

2 仕入れに係る消費税額の控除対象事業

□ 該当する □ 該当しない

 第
 号

 年
 月

 日

様

静岡市長 氏 名 印

狭あい道路拡幅事業費助成金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました狭あい道路拡幅事業費助成金等交付申請については、次のとおり交付決定しましたので通知します。

1 助成等対象項目及び交付決定額(該当する□内にレ印を打ってあります。)

助成等対象項目	交付決定額
□1 申請等の事務手続	円
□ 2 道路拡幅用地の分筆の登記	円
□3 道路拡幅用地の寄附の申出	円
□4 道路拡幅用地内撤去等工事 (擁壁及び安全な塀の築造を除く。)	円
□ 5 安全な塀の築造(移設を含む。)	円
□ 6 擁壁の築造	円
□ 7 隅切り用地の寄附奨励	円
合 計	円

2 交付の条件

- (1) 道路拡幅用地を市に寄附すること。
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならないこと。
- (3) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳

簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

- (4) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 助成対象経費に含まれる消費税相当額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 第34条の規定による実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に助成金所要額(助成対象経費に助成率を乗じて得た額又は助成金の額)を助成対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかになった場合には、その金額(助成金の交付の申請時において、助成金に係る消費税仕入控除税額等を助成金所要額から減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を助成金の額から減額して報告すること。
- イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕 入控除税額等が確定した場合には、その金額(助成金の交付の申請時及び実績報告書 の提出時において、助成金に係る消費税仕入控除税額等を助成金所要額から減額した 場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等 報告書(様式第21号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、 市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- (ア) 助成金の交付に係る事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告 書の写し
- (イ)(ア)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第16号(第33条関係)

狭あい道路拡幅事業変更等承認申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申 請 者 氏名

電話

住所

申請代行者 氏名

電話

年 月 日付け

第 号により交付決定を受けた助成事業等

の内容を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

静岡市長 氏 名 印

狭あい道路拡幅事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった狭あい道路拡幅事業の変更については、次のと おり承認し、これに伴う助成金等の交付決定額も変更となりましたので通知します。

- 1 承認の内容
- 2 助成等対象項目及び交付決定額(該当する□内にレ印を打ってあります。)

助成等対象項目	前回までの決定額	変更承認後の決定額
□1 申請等の事務手続	PI	H
□2 道路拡幅用地の分筆の登記	円	円
□3 道路拡幅用地の寄附の申出	円	円
□ 4 道路拡幅用地内撤去等工事 (擁壁及び安全な塀の築造を除 く。)	円	円
□5 安全な塀の築造(移設を含む。)	円	円
□ 6 擁壁の築造	円	円
□7 隅切り用地の寄附奨励	円	円
合 計	円	円

狭あい道路拡幅事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申請者 氏名

電話

住所

申請代行者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた狭あい道路 拡幅事業等が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。 助成等対象項目 (該当する□内にレ印を打ってください。)

助成等対象項目				
□ 1	申請等の事務手続			
$\square 2$	道路拡幅用地の分筆の登記			
□3	道路拡幅用地の寄附の申出			
$\Box 4$	道路拡幅用地内撤去等工事(擁壁及び安全な塀の築造を除く。)			
□ 5	安全な塀の築造(移設を含む。)			
□ 6	擁壁の築造			
□ 7	隅切り用地の寄附奨励			

 第
 号

 年
 月

 日

様

静岡市長 氏 名 印

狭あい道路拡幅事業費助成金等交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した狭あい道路拡幅事業 費助成金等の交付について、次のとおり確定しましたので通知します。

1 助成等対象項目、交付決定額及び交付確定額(該当する□内にレ印を打ってあります。)

助成等対象項目	交付決定額	交付確定額
□1 申請等の事務手続	円	円
□2 道路拡幅用地の分筆の登記	円	円
□3 道路拡幅用地の寄附の申出	円	円
□ 4 道路拡幅用地内撤去等工事 (擁壁及び安全な塀の築造を除 く。)	Н	円
□5 安全な塀の築造(移設を含む。)	円	円
□ 6 擁壁の築造	円	円
□ 7 隅切り用地の寄附奨励	円	円
合 計	円	円

2 交付の時期

狭あい道路拡幅事業費助成金等交付請求書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申 請 者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号により交付確定を受けた助成金等について静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第36条の規定に基づき、次のとおり交付を請求します。

1 助成等対象項目及び請求金額

	助成等対象項目	請求金額
□ 1	申請等の事務手続	円
$\square 2$	道路拡幅用地の分筆の登記	円
□3	道路拡幅用地の寄附の申出	円
	道路拡幅用地内撤去等工事(擁壁及び安全 な塀の築造を除く。)	円
□ 5	安全な塀の築造(移設を含む。)	円
□6	擁壁の築造	円
□ 7	隅切り用地の寄附奨励	円
	合 計	円

2 口座振替先

金	融機関名					銀行・信用金庫・農協			協本店・支店
預	金	種	目		普通		当座	口座番号	
フ 口	リ 座	ガ 名	ナ 義						

- (注) 1 不要な文字は、2重線で抹消してください。
 - 2 該当する□内に、レ印を打ってください。

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

報告者 氏名

電話

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の確定を受けた 狭あい道路拡幅事業の助成金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告 します。

1 助成等対象項目及び返還相当額(該当する□内にレ印を打ってあります。)

	助成等対象項目	返還相当額
	申請等の事務手続	円
$\square 2$	道路拡幅用地の分筆の登記	円
□3	道路拡幅用地の寄附の申出	円
□ 4 †}	道路拡幅用地内撤去等工事(擁壁及び安全 、塀の築造を除く。)	円
□ 5	安全な塀の築造(移設を含む。)	円
□ 6	擁壁の築造	円
	合 計	円